



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年7月18日火曜日 第426号外1

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県職員の職の設置規則及び愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則.....（人事課）..... 1
知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する規則.....（ " ）..... 2

告 示

愛媛県売春防止対策本部設置規程の一部改正.....（男女参画・子育て支援課）..... 2

訓 令

副知事の担任事務に関する規程を廃止する訓令.....（人事課）..... 3
愛媛県処務細則等の一部を改正する訓令.....（ " ）..... 3

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）..... 7

規 則

○愛媛県規則第32号

愛媛県職員の職の設置規則及び愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年7月18日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県職員の職の設置規則及び愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

（愛媛県職員の職の設置規則の一部改正）

第1条 愛媛県職員の職の設置規則（昭和48年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
（職の設置）		（職の設置）	
第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。		第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。	
区分	職	区分	職
知事の事務部局	本庁 政策推進統括部長、部長、営業本部長、営業統括部長、防災安全統括部長、秘書広報統括監、デジタル変革担当部長、福祉政策統括監、理事、局長、部付、営業副本部長、環境技術専門監、医療政策監、技術監、参事、課長、室長、営業本部マネージャー、副参事、技幹、医監、えひめ野球文化推進監、サイクリング誘客推進監、危機管理監、原子力安全対策推進監、感染症対策調整監、少子化対策推進マネージャー、水資源・ダム政策監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、課長補佐、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、廃棄物監視指導官、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、室付、副主幹、専門幹、専門員、専門学芸員、隊長、船長、機関長、係長、担当係	知事の事務部局	本庁 _____部長、営業本部長、営業統括部長、防災安全統括部長、秘書広報統括監、デジタル変革担当部長、福祉政策統括監、理事、局長、部付、営業副本部長、環境技術専門監、医療政策監、技術監、参事、課長、室長、営業本部マネージャー、副参事、技幹、医監、えひめ野球文化推進監、サイクリング誘客推進監、危機管理監、原子力安全対策推進監、感染症対策調整監、少子化対策推進マネージャー、水資源・ダム政策監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、課長補佐、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、廃棄物監視指導官、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、室付、副主幹、専門幹、専門員、専門学芸員、隊長、船長、機関長、係長、担当係

	長、すご味係長、すごモノ係長、主計係長、科長、スゴ技係長、副隊長、隊員、主任、主任学芸員、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員		長、すご味係長、すごモノ係長、主計係長、科長、スゴ技係長、副隊長、隊員、主任、主任学芸員、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
省略		省略	
省略		省略	

(愛媛県行政組織規則の一部改正)

第2条 愛媛県行政組織規則(昭和55年愛媛県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(知事に直属して置く職員) 第15条の2 知事に直属して政策推進統括部長、営業本部長、営業統括部長、防災安全統括部長、秘書広報統括監、デジタル変革担当部長、営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長及びすごモノ係長を置く。	(知事に直属して置く職員) 第15条の2 知事に直属して_____営業本部長、営業統括部長、防災安全統括部長、秘書広報統括監、デジタル変革担当部長、営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長及びすごモノ係長を置く。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第33号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する規則を次のように定める。

令和5年7月18日

愛媛県知事 中村時広

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する規則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(令和元年愛媛県規則第19号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第805号

愛媛県売春防止対策本部設置規程(昭和33年1月愛媛県告示第80号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和5年7月18日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第3条 省略 2 本部長は知事を、副本部長は_____副知事をもつて充てる。 3 省略	(組織) 第3条 省略 2 本部長は知事を、副本部長は保健福祉部の所掌事務を担当する副知事をもつて充てる。 3 省略

訓 令

○愛媛県訓令第11号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

副知事の担任意務に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和5年7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

副知事の担任意務に関する規程を廃止する訓令

副知事の担任意務に関する規程（令和元年愛媛県訓令第13号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（愛媛県男女共同参画推進本部規程の一部改正）

2 愛媛県男女共同参画推進本部規程（平成2年愛媛県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（組織）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、_____副知事をもって充てる。</p> <p>3・4 省略</p>	<p>（組織）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、<u>保健福祉部生きがい推進局の所掌事務を担任する副知事</u>をもって充てる。</p> <p>3・4 省略</p>

（愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程の一部改正）

3 愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程（平成18年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（組織）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、_____副知事をもって充てる。</p> <p>3・4 省略</p>	<p>（組織）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、<u>南予地域活性化の総括に関する事務を担任する副知事</u>をもって充てる。</p> <p>3・4 省略</p>

（愛媛県デジタル総合戦略本部規程の一部改正）

4 愛媛県デジタル総合戦略本部規程（令和3年愛媛県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（組織）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、_____副知事をもって充て、最高デジタル責任者及び最高情報セキュリティ責任者の職を兼ねる。</p> <p>3～5 省略</p>	<p>（組織）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、<u>デジタルトランスフォーメーションの総括に関する事務を担任する副知事</u>をもって充て、最高デジタル責任者及び最高情報セキュリティ責任者の職を兼ねる。</p> <p>3～5 省略</p>

○愛媛県訓令第12号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県処務細則等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県処務細則等の一部を改正する訓令

(愛媛県処務細則の一部改正)

第1条 愛媛県処務細則(昭和29年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章・第2章 省略 第3章 職務及び係の事務分掌(第2条の2 第34条) 第4章～第7章 省略 附則 (職務代理) 第2条 知事及び副知事に事故があるとき又は知事及び副知事が欠けたときは、政策推進統括部長が、その職務を代理する。 第3章 職務及び係の事務分掌 <u>(政策推進統括部長)</u> 第2条の2 <u>政策推進統括部長は、知事の命を受け、担当部に係る事務事業を調整するとともに、県政全般にわたる特に重要な政策の統括に関する業務を行う。</u>	目次 第1章・第2章 省略 第3章 職務及び係の事務分掌(第3条 第34条) 第4章～第7章 省略 附則 (職務代理) 第2条 知事及び副知事に事故があるとき又は知事及び副知事が欠けたときは、総務部長が、その職務を代理する。 第3章 職務及び係の事務分掌

(愛媛県公印規程の一部改正)

第2条 愛媛県公印規程(昭和34年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
(公印の種類) 第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。 (1) 職印 省略 会計管理者印 <u>政策推進統括部長印</u> 省略 (2) 省略 2 省略 (公印の管守者) 第5条 次の表の左欄に掲げる公印は、それぞれ同表の右欄に掲げる者が管守する。 <table border="1" data-bbox="156 1653 766 1870"> <thead> <tr> <th>公印名</th> <th>管守者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略 県印</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>政策推進統括部長印</td> <td>総務管理課長</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公印名	管守者名	省略 県印	省略	政策推進統括部長印	総務管理課長	省略		(公印の種類) 第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。 (1) 職印 省略 会計管理者印 省略 (2) 省略 2 省略 (公印の管守者) 第5条 次の表の左欄に掲げる公印は、それぞれ同表の右欄に掲げる者が管守する。 <table border="1" data-bbox="829 1653 1439 1870"> <thead> <tr> <th>公印名</th> <th>管守者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略 県印</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公印名	管守者名	省略 県印	省略			省略	
公印名	管守者名																
省略 県印	省略																
政策推進統括部長印	総務管理課長																
省略																	
公印名	管守者名																
省略 県印	省略																
省略																	
2～4 省略 別表1 (第4条関係) 第一 省略 第二 寸法 <table border="1" data-bbox="156 2027 766 2143"> <thead> <tr> <th>公印の種類</th> <th>寸法 方(ミリメートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職印</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公印の種類	寸法 方(ミリメートル)	職印		2～4 省略 別表1 (第4条関係) 第一 省略 第二 寸法 <table border="1" data-bbox="829 2027 1439 2143"> <thead> <tr> <th>公印の種類</th> <th>寸法 方(ミリメートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職印</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公印の種類	寸法 方(ミリメートル)	職印									
公印の種類	寸法 方(ミリメートル)																
職印																	
公印の種類	寸法 方(ミリメートル)																
職印																	

省略 会計管理者印 政策推進統括部長印 省略 省略	省略 <u>20</u>	省略 会計管理者印 省略 省略	省略
---------------------------------------	---------------------	------------------------------	----

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第3条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(代決者) 第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。				(代決者) 第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。			
区分	決裁者	代決者		区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者			第1次代決者	第2次代決者
知事の権限に属する事務	知事	副知事	<u>政策推進統括部長</u>	知事の権限に属する事務	知事	副知事	<u>総務部長</u>
	省略				省略		
省略				省略			
2 省略				2 省略			

(愛媛県市町村合併推進本部規程の一部改正)

第4条 愛媛県市町村合併推進本部規程(平成13年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表1 (第3条関係)		別表1 (第3条関係)	
<u>1・2</u> 省略	<u>3</u> 政策推進統括部長	1・2 省略	3 省略
<u>4</u> 省略	<u>5</u> 省略	4 省略	4 省略
<u>6</u> 省略	<u>7</u> 省略	5 省略	5 省略
<u>8</u> 省略	<u>9</u> 省略	6 省略	6 省略
<u>10</u> 省略	<u>11</u> 省略	7 省略	7 省略
<u>12</u> 省略	<u>13</u> 省略	8 省略	8 省略
<u>14</u> 省略	<u>15</u> 省略	9 省略	9 省略
<u>16</u> 省略		10 省略	10 省略
		11 省略	11 省略
		12 省略	12 省略
		13 省略	13 省略
		14 省略	14 省略
		15 省略	15 省略

(愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程の一部改正)

第5条 愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程(平成23年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表1 (第3条関係)		別表1 (第3条関係)	
<u>1</u> ~ 3 省略		1 ~ 3 省略	

4 政策推進統括部長

5 省略

6 省略

7 省略

8 省略

9 省略

10 省略

11 省略

12 省略

13 省略

14 省略

15 省略

16 省略

17 省略

18 省略

19 省略

20 省略

21 省略

22 省略

23 省略

24 省略

25 省略

26 省略

27 省略

28 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

8 省略

9 省略

10 省略

11 省略

12 省略

13 省略

14 省略

15 省略

16 省略

17 省略

18 省略

19 省略

20 省略

21 省略

22 省略

23 省略

24 省略

25 省略

26 省略

27 省略

(愛媛県デジタル総合戦略本部規程の一部改正)

第6条 愛媛県デジタル総合戦略本部規程(令和3年愛媛県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表1 (第3条関係)</p> <p>1 政策推進統括部長</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p> <p>16 省略</p> <p>17 省略</p> <p>18 省略</p> <p>19 省略</p>	<p>別表1 (第3条関係)</p> <p>1 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p> <p>16 省略</p> <p>17 省略</p> <p>18 省略</p>

部 局	<p>長 福祉政策統括監 理事 局長 営業副本部長 秘書広報統括監 医療政策監 技術監 営業本 部マネージャー えひめ野球文化推進監 サイク リング誘客推進監 危機管理監 環境技術専門監 原子力安全対策推進監 感染症対策調整監 少 子化対策推進マネージャー 水資源・ダム政策監 医監 高速道路推進監 技幹 課長 室長 課 長補佐 所長 主幹 営業主幹 専門員（秘書課 及び財政課に属するもの、人事及び給与の企画を 専門事項とするもの並びに人事係、組織定員係及 び法令係が所掌する事務の全部又は一部を専門事 項とするものに限る。） 秘書 検査班長 船長 主計係長 調整管理係長 人事係長 組織定員 係長 福利健康係長 共済・年金係長 報道係長 法令係長 表彰係長 担当係長（秘書課及び総 合政策課に属するもの（総合政策課にあつては、 調整管理係に属するものを除く。）、予算、庁舎 管理、人事及び給与の企画、庁内働き方改革の推 進、広報プロモーション並びに広聴を担当するも の並びに人事係及び福利健康係が所掌する事務の 一部を管理するものに限る。） 主任（秘書課及 び財政課並びに人事係、組織定員係及び法令係に 属するもの並びに人事及び給与の企画を担当する ものに限る。） 主事（秘書課及び財政課並びに 人事係、組織定員係及び法令係に属するもの並び に人事及び給与の企画を担当するものに限る。）</p>
省略	
省略	

備考 省略

部 局	<p>長 福祉政策統括監 理事 局長 営業副本部長 秘書広報統括監 医療政策監 技術監 営業本 部マネージャー えひめ野球文化推進監 サイク リング誘客推進監 危機管理監 環境技術専門監 原子力安全対策推進監 感染症対策調整監 少 子化対策推進マネージャー 水資源・ダム政策監 医監 高速道路推進監 技幹 課長 室長 課 長補佐 所長 主幹 営業主幹 専門員（秘書課 及び財政課に属するもの、人事及び給与の企画を 専門事項とするもの並びに人事係、組織定員係及 び法令係が所掌する事務の全部又は一部を専門事 項とするものに限る。） 秘書 検査班長 船長 主計係長 調整管理係長 人事係長 組織定員 係長 福利健康係長 共済・年金係長 報道係長 法令係長 表彰係長 担当係長（秘書課及び総 合政策課に属するもの（総合政策課にあつては、 調整管理係に属するものを除く。）、予算、庁舎 管理、人事及び給与の企画、庁内働き方改革の推 進、広報プロモーション並びに広聴を担当するも の並びに人事係及び福利健康係が所掌する事務の 一部を管理するものに限る。） 主任（秘書課及 び財政課並びに人事係、組織定員係及び法令係に 属するもの並びに人事及び給与の企画を担当する ものに限る。） 主事（秘書課及び財政課並びに 人事係、組織定員係及び法令係に属するもの並び に人事及び給与の企画を担当するものに限る。）</p>
省略	
省略	

備考 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。